

事務連絡

平成 30 年 10 月 1 日

各都道府県廃棄物主管部（局）御中

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

平成 30 年台風第 24 号により発生した災害廃棄物の処理に係る
仮置場の確保及び災害廃棄物の分別の徹底について（周知）

日頃より廃棄物行政の推進について御尽力賜り厚く御礼申し上げます。

平成 30 年台風第 24 号により各地で被害が生じ、これに伴い、様々な種類を含む廃棄物の発生が見込まれます。災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止に非常に重要であり、各自治体におかれましては、銳意御対応いただいていることと存じます。

その際、十分な面積の仮置場を確保し、可燃物、木くず、畳、布団、不燃物、家電、コンクリートがらなど搬入時から数種類に分別して仮置場に搬入することが重要であり、適切な分別により処理期間の短縮やコストの削減にもつながります（別添 1 参照）。

また、災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理に向けた初動時の災害応急対応などについては、近年の水害、地震等の経験をもとに「災害廃棄物対策指針」をまとめておりますので、初動時の参考としてください。

なお、災害廃棄物の処理に関して技術的な疑問等が生じましたら、地方環境事務所、又は環境省災害廃棄物対策室まで御連絡をお願いいたします。

（「災害廃棄物対策指針（改定版：平成 30 年 3 月）」はこちらから）

<http://www.env.go.jp/recycle/waste/disaster/guideline/index.html>

（災害廃棄物処理の注意点はこちらから）

http://koukishori.env.go.jp/document_video/pdf/pamphlet.pdf

＜連絡先＞

環境省環境再生・資源循環局

災害廃棄物対策室

担当：小岩、西川、福永

TEL：03-5521-8358（直通）

E-mail：hairi-saigai@env.go.jp

別添1

災害廃棄物の分別について

平成30年10月1日

環境省
災害廃棄物対策室

災害廃棄物の分別の重要性

- 災害時には、**様々な種類を含む廃棄物**が、一度に大量に発生します。
- 災害廃棄物の適正かつ円滑・迅速な処理は、**生活環境の保全・公衆衛生の悪化の防止**に非常に重要です。
- 可燃物、家電、コンクリがらなど**搬入時から数種類に分別して保管**。分別した方が、処理期間の短縮やコストの面でも有利になります。

【一時的に膨大に発生する災害廃棄物】

- ・市の指定した仮置場ではない近隣公園に災害廃棄物が置かれはじめ、数日で膨大な量が持ち込まれる事態に。
- ・家屋近隣に臨時の仮置場が設置され、悪臭、害虫、粉じん等生活環境・公衆衛生が悪化する事態に。

↓
↓
分別が重要！！



分別されて適正に保管されている仮置場

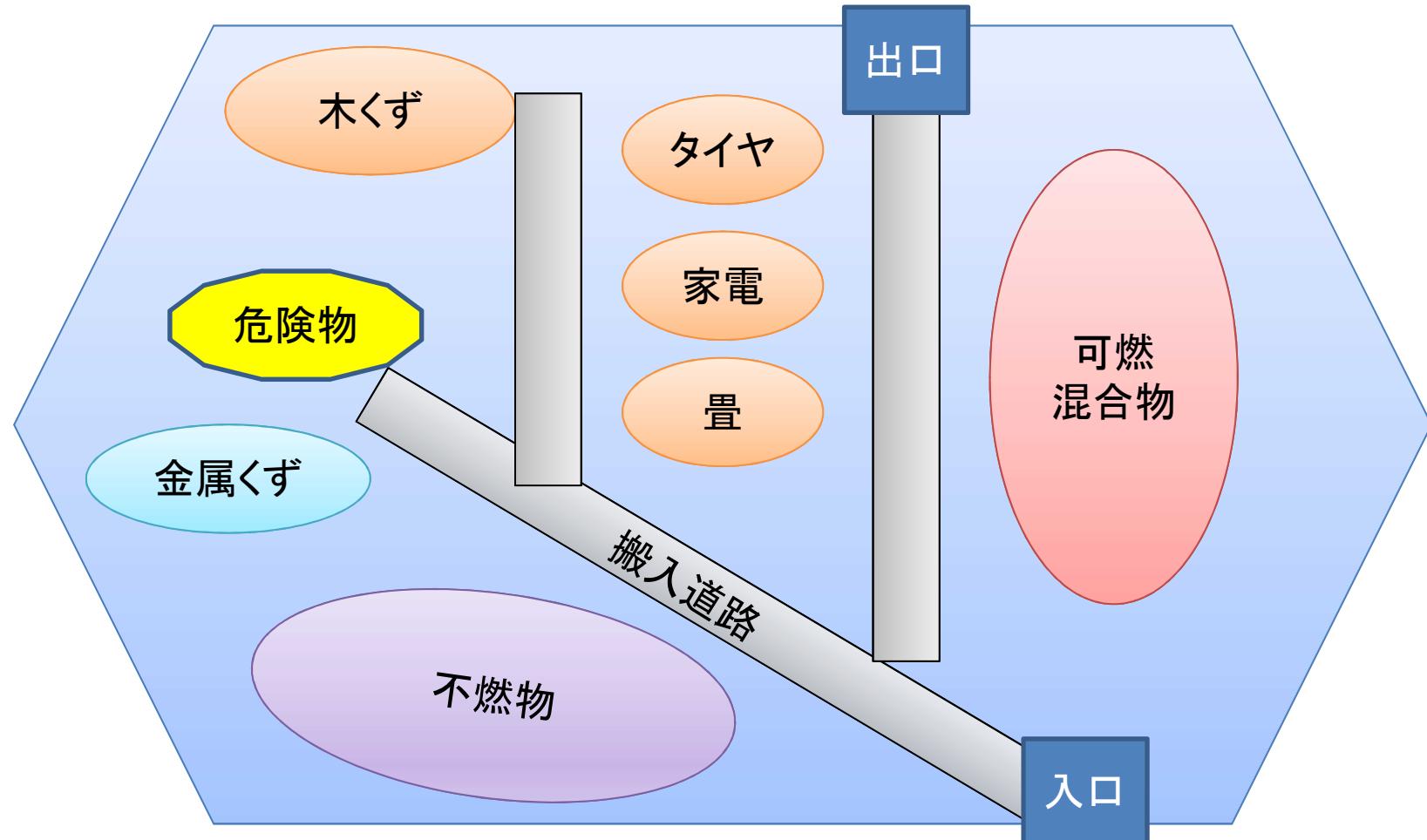
災害廃棄物は12種類に分別してください。



仮置場での種類別の災害廃棄物の管理(例)

【留意事項】

- 木くずや可燃物は、発火と発熱防止対策が重要。高さ5メートル以上積み上げない。
- 鉛蓄電池(自動車、オートバイなどから発生)は火災発生の原因となるので、混ぜない。



関係の無い廃棄物の持ち込み防止

平成28年熊本地震：仮置場の状況（嘉島町）（平成28年4月19日撮影）

【仮置場位置図】



仮置場位置図

【仮置場写真】



仮置状況(可燃物)



仮置状況(木くず)



嘉島町仮置場(全景)



仮置状況(瓦等)



仮置状況(コンクリートブロック)

平成28年熊本地震：仮置場の状況（益城町）（平成28年4月20日撮影）

【仮置場位置図】



仮置場位置図

【仮置場写真】



住民による仮置場への搬入状況



仮置状況(金属製品)



益城町仮置場(全景)



仮置状況(家電4品目)



仮置状況(コンクリートブロック)